

○境界明示の手続き方法と注意事項○

～境界明示確定までの流れ～

①申請→②立会→③検図・カガミ付け→④押印→⑤確定

①申請

- 申請地** : 申請地を記載下さい。また既明示地の再明示は出来かねます。
係争中の土地でないことは、申請書の確認書に署名押印下さい。
※幅員が2m未満の道、又は里道・水路は、両側明示となります。
※既明示の土地でも、隣地所有者として押印を求めています。
- 申請理由** : 地積更正、開発、占用、建築確認等、明示の目的を詳しく記載下さい。
- 申請人** : 申請人は土地所有者のみです。実印で申請して下さい。
法人の場合は資格証明書も必要です。
また地元組織が代表して申請者となる場合等は、申請地権者全員の委任状を添付して下さい。
- 代理人** : 土地家屋調査士等に依頼して下さい。

<添付書類>

- 位置図** : 申請地の位置がわかるよう、近くの公共物など目印の入った地図をつけて下さい。また、申請地を黄色に着色して下さい。
- 地籍図** : 公図が2図以上になる場合は、合成図を添付して下さい。位置図と同様に申請地を黄色に着色して下さい。
公図に間違いがあれば、地図訂正が必要です。
- 現況図** : 平面図・・・1/300以上の縮尺で実測したもの
断面図・・・1/100以上の縮尺で実測したもの
- 地積測量図** : 申請地の他、関係する土地の地積測量図
- 隣接土地調書** : 隣接地、対側地の地番とその所有者を記入して下さい。
- 土地全部証明** : 申請地は全部事項証明書(原本)で隣接、対側地はオンライン出力の様式でも可。
なお原本還付は可。
※申請地以外の隣接地等でオンラインから印刷した全部事項証明書を提出される場合は代理人の氏名と押印をお願いします。
※また問題が生じた場合等、隣接・対側地の全部事項証明書を求めることがあります。

<その他>

土地関係資料：明示の参考になる資料を準備して下さい。

なお、既明示点の復元等も立会日までにして下さい。

住民票：登記簿記載の住所と現住所が違う場合は、沿革が必要です。

確定図に署名・押印の時は、注意して下さい。

相続関連図：申請地、隣接地を問わず、相続登記が完了していない場合は必要です。

戸籍謄本は原本還付可。

土地管理証明：所有者と管理者が合致しない場合は、それを証明する書類が必要です。

法人が地権者：申請地、隣接地、対側地等の所有者に法人が含まれている場合、印鑑証明と資格証明書が必要です。

②立会

立会日：明示申請をした後、立会人との日程調節をして下さい。明示申請後、2週間あけて日程調整してください。

立会人：明示申請における利害関係者に加え、地元自治会長や水利組合などの日常管理団体の立会が必要になります。

③検図・カガミ

確定距離：小数第3位切り捨てで記入。単位はメートル。

既明示：既明示点は、既明示 NO と確定日を記入して下さい。

座標：原則として世界測地系および街区基準点を使用して下さい。

位置図・地籍図

：確定図面内に記載し、地籍図については公図の転写場所、転写者名と転写日を記入して下さい。

押印欄：申請地所有者、隣接・対側地所有者、地元関係者、市職員

カガミ：検図が終了しましたら、お渡しします。

その他：極力 A3 様式でお願いします。

図面内に測量日および立会日を記載下さい。

※検図図面はメールで送付していただいて構いません。

④押印

申請者：実印

隣接地：認め印でも可。(ただし法人の場合は実印と印鑑証明、資格証明書

の提出が必要)

地元関係者 : 団体の公印等。個人印でも可ですが、役職は記載して下さい。

割印 : 押印欄に加えて、割印が必要。

⑤確定

押印済み図面2部提出後、1週間程度で市長公印を押し、確定します。

確定書完成後に連絡しますので、印鑑を持参して来庁下さい。

申請書類チェックシート

項目	内容	原本還付など	チェック
申請理由	詳しく(地積更正・開発・占用・建築確認など)		
申請人	土地所有者 印鑑証明添付(法人の場合は資格証明書も)	原本還付可	
位置図	公共施設や道路名称等の目標物を入れて下さい。		
地籍図	公図および公図の合成図、地図訂正必要		
現況平面図・断面図	確定図面となる実測図 平面図1/300以上、断面図1/100以上		
隣接土地調書	隣接地・対側地の地番と所有者		
土地証明	申請地は全部事項証明書の原本 隣接地・対側地はオンライン出力でも可。 オンラインで印刷した全部事項証明書を提出する場合は、代理人の氏名、押印して下さい	原本還付可	
相続関係図	相続登記が完了していない場合は必要	戸籍原本還付可	
住民票等	登記簿上の住所と現住所が異なる場合は沿革が必要	原本還付可	
土地管理証明	土地の所有者と管理者が異なる場合は必要		
印鑑証明	法人所有地の場合は申請地でなくても 印鑑証明と資格証明書が必要	原本還付可	

確定直後または将来にわたって登記することを前提として受け付けています。

ご理解とご協力お願い致します。

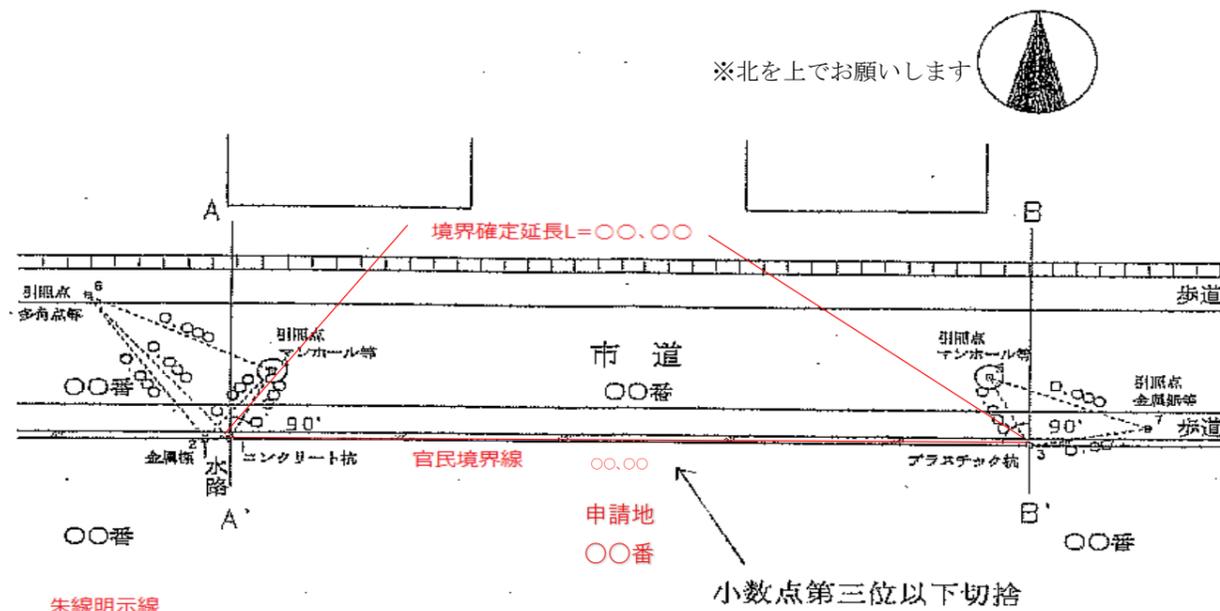
境界明示図

明示地 大和郡山市 ○○○ 町 ○○○ 番と公共用地
 本境界明示は、申請地と公共用地との関係についてのみ行ったものである。

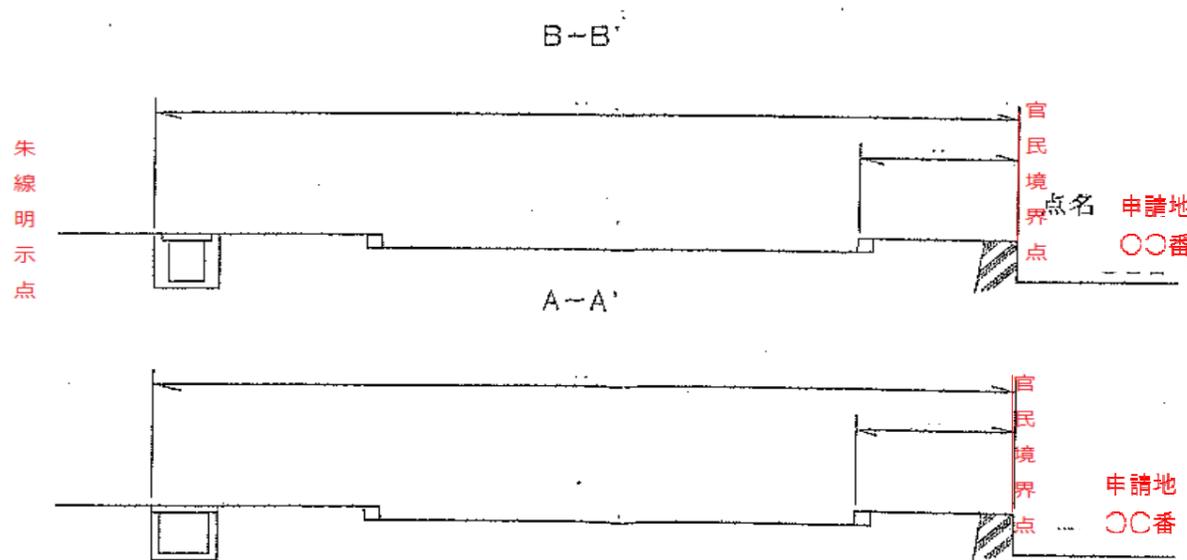
[平面図 S=1/100~1/300]

地籍図

令和 年 月 日
 奈良地方法務局
 転写者名



位置図



[断面図 S=1/50~1/100]

座標一覧表

測点名	X 座標	Y 座標
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		

※できるだけ世界測地系を利用してください
 ※基準点網図を載せる。

※ 立会后、コンクリート杭・プラスチック杭、
 紙等で明示し、確定図に明記すること。
 また、後日復元できるように引照点及び、
 座標を記入すること。

立会年月日	令和 年 月 日
官 職	大和郡山市都市建設部管理課
自治会長 水利権者 等関係者	役 職 名 住所 氏名 (印)
隣 接 者	(番所有者) 住所 氏名 (印)
隣 接 者	(番所有者) 住所 氏名 (印)
申 請 者	住所 氏名 (実)
図面作成者	測量年月日 (印)

※地籍図及び位置図については、できるだけ同一用紙内(A3)に記入すること。